

## 【アメリカ】メイン州における売春の部分的な非犯罪化

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2023年6月26日、メイン州で、売春の売り手に対する処罰を廃止する（非犯罪化する）一方で、買い手や売春業者に対する処罰を存続させる法改正が行われた。

### 1 背景

2023年6月26日、メイン州で、売春を部分的に処罰対象から除く（「非犯罪化<sup>1</sup>する（decriminalize）」）刑法改正が全米で最初に行われた（同年9月30日施行）<sup>2</sup>。「部分的に（partially）」とは、売春の売り手<sup>3</sup>の処罰を廃止する一方で、買い手<sup>4</sup>や売春業者<sup>5</sup>の処罰を存続させることをいう。このアプローチは売春に関する「北欧モデル」と呼ばれ、これに基づく法律は、1999年のスウェーデンを端緒としていくつかの国で採用されてきている<sup>6</sup>。こうした法改正により、売春の売り手は保護と支援の対象とされる<sup>7</sup>。

アメリカでは、ほとんどの州で売春の売り手と買い手の双方を処罰してきたが、ここ数年は、売春の非犯罪化が議論され、2021年にはニューヨーク市マンハッタン地区の検事が、売春の売り手の摘発を止める一方で、買い手や人身取引の加害者（売春業者等）の摘発は継続するとした<sup>8</sup>。昨年7月には、カリフォルニア州で売春目的の徘徊禁止を廃止する法律が制定された<sup>9</sup>。

### 2 主な規定

#### (1) 売春を行う犯罪の処罰規定の廃止等

売春を行う者又は第三者に対する金銭的利益の対価として、性的行為又は性的接触を行い、これを行うことに同意する等の18歳以上の者をE級犯罪<sup>10</sup>として処罰する等とする規定を廃止した。（メイン州法第17-A編第853-A条）

共謀の目的が、人に売春をさせる犯罪（2(3)(iv)）の違反であり、金銭的利益のために性的行為若しくは性的接触を行い、又はこれを行うことに同意することによりこの犯罪に加担した者は、共謀による訴追に抗弁できるとする規定を新設した。（同編第151条第10項）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。下線、括弧等は筆者補記である。

<sup>1</sup> 純粋に道徳的な規範の強制のために国家権力を行使しない等とする見地から、これを刑法から除くこと、訴追しないこと等。吉岡一男「合衆国における非犯罪化の動向（1978）」『アメリカ犯罪学と刑事政策』成文堂、2008、p.25。

<sup>2</sup> LD 1435 (HP 931). An Act to Reduce Commercial Sexual Exploitation. Chapter 316 of 2023 Laws. <<http://www.mainelegislature.org/legis/bills/getPDF.asp?paper=HP0931&item=3&snm=131>> 同州憲法により、同州法の施行日は、議会会期（session）の閉会日（adjournment）から90日後と定められている。

<sup>3</sup> 本稿第2節中「売春を行う者」、「売春をさせられる者」等。

<sup>4</sup> 本稿第2節中「売春の顧客となる者」、「商業的性搾取を行う者」等。

<sup>5</sup> 本稿第2節中「人に売春をさせる者」、「第三者」等。

<sup>6</sup> ノルウェー、アイスランド、カナダ、北アイルランド、フランス、イスラエル等で行われている。

<sup>7</sup> これに対しては、買い手の処罰の存続により、売春が隠れた場所で行われ続けるため、売り手が孤立し、暴力等の危険にさらされるとする批判もある。この見地からは、売春を全面的に非犯罪化することが求められる。齊藤笑美子「フランスの買春処罰法をめぐる論争」坂口正二郎ほか編『憲法の思想と発展—浦田一郎先生古希記念—』信山社、2017、p.231。

<sup>8</sup> Alexandra Heal, “Maine becomes first state to decriminalize selling sex,” *Washington Post*, June 30, 2023.

<sup>9</sup> SB357.Crimes: loitering for the purpose of engaging in a prostitution offense, Chapter 86 of 2022 Laws.

<sup>10</sup> 犯罪の等級であり、C級犯罪の拘禁刑は5年以下、D級犯罪は1年未満、E級犯罪は6か月以下とされる。メイン州法第17-A編第1604条。

性目的人身取引とされる行為のうち、公然と顧客を勧誘する者によるその者自身との売春のみを目的とする勧誘は、訴追されないとする規定を新設した。（同編第 853 条）

**(2) 売春を行わせるための児童の勧誘犯罪に係る処罰規定の改正及び強化（同編第 259-B 条）**

18 歳未満であると認識する者等に売春行為を行わせる目的で勧誘する者を、売春を行わせるための児童の勧誘により有罪とする規定において、下線部を「商業的性搾取への」に改め、罰則を従来の D 級犯罪から C 級犯罪に強化した。

**(3) その他の改正（用語の変更等）**

**(i) 犯罪被害者補償基金のための特別賦課金規定の改正（第 5 編第 3360-I 条）**

未成年者又は精神障害者の売春の顧客となることに、犯罪被害者補償基金<sup>11</sup>の財源となる特別賦課金として、最初の有罪判決の時に 500 ドル、2 度目以降の各有罪判決の時に 1,000 ドルを課する規定において、下線部を「商業的性搾取」に改めた。

**(ii) 「売春」の定義（第 17-A 編第 851 条）**

「売春」とは、売春を行う者又は第三者に対する金銭的利益の対価として、性的行為又は性的接触を行い、これを行うことに同意すること等と定義する規定において、下線部を「売春をさせられる」に改めた。

**(iii) 性目的人身取引の犯罪の処罰規定（同編第 853 条）**

故意に売春を助長する者が、この条（第 853 条（性目的人身取引））、第 852 条（加重性目的人身取引）、第 853-A 条 (2(1))、第 853-B 条 (2(3)(iv)) 又は第 855 条 (2(3)(v)) の規定のうち 2 つ以上の犯罪の既遂又は未遂により過去に有罪判決を受けている場合には、C 級犯罪として処罰するとする規定において、廃止される第 853-A 条を列挙される犯罪から削除した。

**(iv) 売春婦等をさせる犯罪の処罰規定（同編第 853-B 条）**

ある者が、第 851 条 (2(3)(ii)) の規定に従い、売春婦等をさせる場合には、E 級犯罪として処罰するとする規定において、下線部を「人に売春をさせる」に改めた。

**(v) 未成年者又は精神障害者の売春の顧客となる犯罪の処罰規定（同編第 855 条）**

①ある者が、売春行為の対価として、売春を求められる者又は第三者に対し金銭的利益を提供する等の場合において、売春を求められる者が実際には 18 歳未満であるとき又は売春を求められる者が 18 歳未満であることの認識等があるときは、この者を売春の顧客となることにより C 級犯罪として処罰するとする規定、及び、②ある者が、売春行為の対価として、売春を求められる者又は第三者に対し金銭的利益を提供する等の場合において、売春を求められる者に精神障害があることがこの者に相当に明白であるか、又はこのことをこの者が認識しており、かつ行為の性質の認識等が当該精神障害者により実質的に不可能であるときは、この者を売春の顧客となることにより C 級犯罪として処罰するとする規定において、破線部を「売春をさせられる」に、下線部を「商業的性搾取」に改めた。

**(vi) 養子縁組支援プログラムの規定（第 18-C 編第 9-401 条第 4 項 F 号）**

州による養子縁組支援を受ける対象となる「特別のニーズを有する児童」を、家庭環境因子として重度の精神疾患、物質使用障害（substance use disorder）、売春、遺伝的な疾病等がある者とする定義規定に、「商業的性搾取」を追加した。

<sup>11</sup> 州ごとに運営される基金により、犯罪被害者の医療費、カウンセリング費、就労不能となった場合の損失賃金等を補償する。富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度」『警察学論集』第 54 巻 3 号, 2001.3, pp.67-70.